

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百四号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第一百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和七年十二月一日から適用する。

令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

|   |   | 改<br>正<br>後   | 改<br>正<br>前   |
|---|---|---------------|---------------|
| 第三<br>生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する<br>先進医療 | 第三<br>生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する<br>先進医療   | 一～二十八<br>（略）  | 一～二十八<br>（略）  |
| 二十九<br>削除                                   | 二十九<br>メトホルミン経口投与及びテモゾロミド経口投与の併用<br>療法<br>膠芽腫（初発のものであって、テモゾロミド経口投与及<br>び放射線治療の併用療法後のものに限る。） | 三十～五十八<br>（略） | 三十～五十八<br>（略） |